

20 砂防指定地内行為許可制度

●担当課
河川砂防課
荒川上流域・砂防担当
(電話048-830-5141)

目的
砂防指定地内において、土砂の流出の防止を著しく阻害し、又は土砂の流出を著しく助長するおそれのある一定の行為を禁止又は制限することを目的とする。

■埼玉県砂防指定地管理条例に係わる審査手続きフロー

制度概要

禁止又は制限する行為

- 1 のり切、切土、掘削、盛土等による土地の形状の変更
- 2 土石の類の採取又は鉱物の採掘
- 3 工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- 4 立木竹の伐採又は樹根の採掘
- 5 木竹の滑下又は地引きによる搬出

●事業主体
制限行為をしようとする者

●根拠法令等
砂防法
埼玉県砂防指定地管理条例

●創設年度
砂防法：明治29年度（明治30年3月30日施行）
埼玉県砂防指定地管理条例：平成15年度（平成15年4月1日施行）

●制度の留意点
国又は地方公共団体は、あらかじめ協議して同意を得なければならない。

